平成２９年（フ）第１９３０号
札幌市東区北32条東17丁目２番15号　パレーシャルさつき102号
債務者　田村　知美（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田嶋真悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４５号
長崎県長崎市戸石町1350番地１　林田アパート５号、旧住所長崎県長崎市丸山町７番27―1101号
債務者　井藤　夏希（旧姓木戸）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７５５号
横浜市栄区犬山町30番14号
債務者　北林　雄介
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９６号
三重県いなべ市北勢町阿下喜2757番地
債務者　山元　雅也
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　琢太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
岐阜県高山市国府町名張1051番地、住民票上の住所岐阜県高山市松之木町1217番地５
債務者　橋本建築こと　橋本　　孝
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
東京都小金井市東町１丁目１番１号　ＩＣＵ高校女子寮、前住所三重県鈴鹿市三日市南２丁目８―10　マッシモグローリア105（前々住所）津市河辺町3019番地２
債務者　佐藤　善則
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８７４号
仙台市青葉区中山８丁目３番17号　佐藤アパート202、従前の住所岩手県一関市花泉町涌津字一ノ町39番地１　ジェミナイＢ101
債務者　高杉　美恵（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
茨城県高萩市高浜町３丁目157番地　シーサイド高萩501号室
債務者　関　美佐江
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１３０号
茨城県日立市久慈町２丁目４番13号
債務者　関根浩一郎
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１３５号
茨城県日立市大久保町５丁目２番６―102号
債務者　男庭美津枝
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２３１号
茨城県古河市大堤1121番地　エクレールＢ―101、前住所茨城県猿島郡境町大字長井戸1664番地８
債務者　秋山　健二
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１５０号
富山市常盤台19番８―202号　ドゥ・ステージアⅡ
債務者　宮下　天政
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５２号
富山市婦中町羽根1776番地
債務者　永森　　稔
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８８号
岐阜市鏡島西１丁目３番12号
債務者　原　　義彦
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３５４号
岐阜県山県市東深瀬2444番地73、前住所岐阜県養老郡養老町横屋334番地５
債務者　古野　泰子（旧姓寺倉）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１６１号
滋賀県東近江市五個荘中町25番地４メゾンエトワール203号室、前住所滋賀県東近江市山路町368番地３
債務者　北浦　　恵
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大津地方裁判所彦根支部